

SGEC理事会の開催（2017年9月26日）

理事会を次のとおり開催した。

- (1) 日 時 2017年9月26日 10:30~12:00
- (2) 場 所 一般社団法人日本治山治水協会・大会議室
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル 4F
- (3) 出席者
理事（理事22中出席理事14名）、幹事（監事2名中出席監事1名） 別紙
理事会の開催案内を行うにあたって、(3)の審議事項を提示し、欠席する場合は事前に意見を求めた。
- (4) 審議事項
昨年度策定した「SGEC運用文書「3」-1「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順」の改正案（別紙）、
- (5) 審議内容
審議に結果、提案された改正案について、原案の通り決した。
なお、去る9月15日に開催された評議委員会の審議において付された下記の意見については、2018年度以降の事業として実施することが決定された。

記

今回の改正審査手順は、去る9月6日に開催された専門部会において、その合意に当たって、「来年度以降、認証機関の認証状況等を踏まえ更に検討すること。」の旨の決議がなされたが、この件に関しては、専門部会の中に、北海道アイヌ協会、環境NPO、学識経験者、行政経験者、海外勤務経験者等によって構成される作業部会を設置し、議論を重ね、より実態に即した認証審査手順の策定に向けて努力することとする。

但し、今回設置を予定する作業部会の審議については、専門部会における審議経過からみて、IL0169、及び先住民に関する国際連合宣言の遵守を強く求めており、土地や森林資源の所有権の問題にまで及ぶことは必至で、国内法はもとより国際若しくは国内慣習法の範囲を超えることが予測される。

従って、作業部会の審議に当たっては、認証機関の認証審査状況、各界の識者からの意見の聴取、関係国内法令の動向等を勘案しつつ審議する必要がある、短期間で各委員の理解と納得を得た合意を得ることは難しい場合も考えられる。また、各委員の意見のとりまとめに当たって、全員の合意は得られず少数意見を付すことにならざるを得ない場合も考えられる。

しかしながら、SGEC森林認証制度の信頼性を確保するために、必要な調査・審議を進め、極力短期間で作業部会としての合意が得られるよう最善の努力を払うこととしている

2017 年度
緑の循環認証会議

理事・監事 役員名簿 2017 年 6 月 27 日 (敬称略)

役 職	氏 名	備 考
理 事	大木美智子	(一財)消費科学センター
理 事	箕輪 光博	東京大学名誉教授(新任)
理 事	沖 浩	(公財)森林文化協会
理 事	梶谷 辰哉	(公社)国土緑化推進機構
理 事	上河 潔	日本製紙連合会
理 事	川喜多 進	日本合板工業組合連合会
副 会 長・理 事	木平 勇吉	東京農工大学名誉教授
理 事	酒井 秀夫	前東京大学大学院教授
会 長・理 事	佐々木恵彦	(公財)国際緑化推進センター
理 事	志賀 和人	筑波大学教授
理 事	篠原 明	森林労連(新任)
理 事	武内 晴義	PEFC アジアプロモーションズ
理 事	津元 頼光	(一社)日本治山治水協会(新任)
理 事	中川 清郎	事務局長
理 事	片岡 明人	(一社)日本木造住宅産業協会 (新任)
理 事	坂東正一郎	(一社)全国木材組合連合会
理 事	平之山俊作	全国森林組合連合会
理 事	廣瀬 道男	(公財)オイスカ
副 会 長・理 事	前田 直登	(一社)日本林業協会
理 事	森田 一行	学識経験者
専 務 理 事	山田 寿夫	学識経験者

監 事	井上 幹博	(一社)木材情報センター
監 事	萩原 宏	学識経験者

社員総会の決議によって選任された後 会長(代表理事)・副会長(4名以内)

・専務理事を 理事会の決議によって定める。

定款 第4章 役員の設置:理事は 3名以上25名以内

監事は 1名以上2名以内

写真 SGEC理事会 (2017年9月26日)			
			
理事	副理事長	会長	副理事長
			
		理事	
		監事	
		事務局	